

肝炎精密検査費用助成のご案内

福島県

～助成対象を拡充しております!!!～

平成29年度より定期検査の対象者が以下のとおり拡充されました。条件に該当する方は、ぜひこの制度をご活用ください。(償還払いのため、費用は、医療機関の窓口で一旦お支払いしていただきます。)

平成28年度

●世帯の市町村民税課税年額が235,000円未満
⇒3,000円又は6,000円自己負担



平成29年度

●世帯の市町村民税課税年額が235,000円未満
⇒2,000円又は3,000円自己負担

肝炎精密検査費用助成とは

福島県では、以下の精密検査費用を助成しています。

- ①初回精密検査……県又は市町村が実施した肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方が、その後初めて医療機関で受ける精密検査
 - ②定期検査……肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎・肝硬変・肝がんで療養中の方が、病状把握のために定期的に医療機関で受ける精密検査
- ※定期検査の助成は、一部自己負担（2,000円又は3,000円）となる場合があります。

初回精密検査の対象者

次の全ての要件に該当する方に対し、初回精密検査費用（1回）を助成します。

- ①福島県内に住民票のある者
 - ②医療保険各法（後期高齢者含む）の規定による被保険者または被扶養者
 - ③1年以内（※）に県、市町村、職域（職場での健康診断等）、妊婦健康診査又は手術前の検査で実施した肝炎ウイルス検査により陽性と判定された者
 - ④定期的な状況確認の連絡（フォローアップ）を受けることに同意した者
- （※）検査費用の請求日から過去1年以内

定期検査の対象者

次の全ての要件に該当する方に対し、定期検査費用（年2回※）を助成します。

- ①福島県内に住民票のある者
 - ②医療保険各法（後期高齢者含む）の規定による被保険者または被扶養者
 - ③肝炎ウイルスの感染による慢性肝炎、肝硬変、肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
 - ④住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者
 - ⑤肝炎治療特別促進事業（医療費助成）の受給者証の交付を受けていない者
 - ⑥定期的な状況確認の連絡（フォローアップ）を受けることに同意した者
- ※初回精密検査を含みます。

請求窓口 お問い合わせ先

保健所名	住所	電話番号
県北保健所	〒960-8012 福島市御山町8-30	024-534-4113
県中保健所	〒962-0834 須賀川市旭町153-1	0248-75-7818
県南保健所	〒961-0074 白河市郭内127	0248-22-6405
会津保健所	〒965-0807 会津若松市城東町5-12	0242-29-5511
南会津保健所	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542-2	0241-63-0306
相双保健所	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1329
福島市保健所	〒960-8002 福島市森合町10-1	024-572-3152
郡山市保健所	〒963-8024 郡山市朝日二丁目15-1	024-924-2163
いわき市保健所	〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191	0246-27-8606

<事業に関するお問い合わせ先> 福島県保健福祉部感染症対策課 電話024-521-7238

助成対象費用

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料のほか、次の検査に関連する費用を助成します。

検査項目		初回精密検査	定期検査
血液検査	血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
	出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
	血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
	腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
	肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等	
	微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量、HCV核酸定量	
画像検査		超音波検査（断層撮影法（胸腹部）） ※定期検査で肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影またはMRI撮影を対象とすることができる。また、いずれの場合も造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。	

請求に必要な書類

お住まいを管轄する保健所に次の書類を提出（郵送または持参）してください。

①～③の書類（指定様式）は、保健所および市町村に備え付けてあります。

提出書類	初回精密検査	定期検査
①肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書	○	○
②肝炎検査費用請求書	○	○
③医師の診断書		○※
④医療機関の領収書	○	○
⑤診療明細書	○	○
⑥肝炎ウイルス検査の結果通知書	○	
⑦世帯全員の住民票の写し		○※
⑧世帯全員の住民税非課税証明書又は世帯全員の市町村民税の課税年額を証する書類		○※
⑨通帳（振込先が確認できる部分）の写し	○	○

※条件によっては、省略可能。

肝炎精密検査費用助成Q & A

Q 精密検査はどこで受診しても良いの？

A はい。どの医療機関で受診していただいても結構です。

Q 助成回数に制限はあるの？

A 初回精密検査の助成は1回のみ、定期検査の助成は年2回（4月から3月までの年度毎に2回です。）ただし、初回精密検査を受けた場合は、同じ年度内の定期検査は1回のみ助成となります。

Q いつの時点の住民税非課税証明書を提出するの？

A 精密検査を受診した時点で取得できる直近の証明書を提出してください。

Q 診断書や診療明細書等の発行にかかる費用も助成の対象になるの？

A 助成の対象外です。精密検査費用よりも助成を受けるための診断書等の発行費用の方が高くなると損をしてしまいますのでご注意ください。

Q 血液検査と画像検査を別の日に受診した場合はいずれかのみ請求できるの？

A 全ての検査を同じ日に受診することを原則としますが、医療機関の都合で別の日に受診した場合は、一連の検査とみなし助成の対象とします。